三重県のうち	
桑名市	
滋賀県のうち	
彦根市	
京都府のうち	
向日市　木津川市	
大阪府のうち	
泉南市　阪南市　泉南郡熊取町、田尻町及び岬町　南河内郡のうち太子町	
兵庫県のうち	
明石市	
奈良県のうち	
香芝市　北葛城郡のうち王寺町	
和歌山県のうち	
和歌山市　橋本市	
香川県のうち	
高松市	
福岡県のうち	
太宰府市　糸島市　糟屋郡のうち新宮町及び粕屋町	
茨城県のうち	百分の四
神栖市	
栃木県のうち	
下野市	
埼玉県のうち	
羽生市　比企郡のうち滑川町	
愛知県のうち	
豊川市　田原市	
三重県のうち	
亀山市	
滋賀県のうち	
甲賀市	
兵庫県のうち	
赤穂市	

附則別表百分の二の項を削り、同表百分の一の項中「百分の一」を「百分の二」に、「河北郡内灘町」を「河北郡のうち内灘町」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―四九（以下「改正後の規則」という。）の規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与法第十一条の八第四項の規定の適用を受ける職員の地域手当の端数計算の特例）

2　平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、給与法第十一条の八第四項の規定の適用を受ける職員（規則九―一四一（平成二十七年勧告改正法の施行に伴う給与の支給等の特例）第二条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「併給調整対象職員」という。）に同項の規定の適用の対象となる期間につき支給された地域手当及び広域異動手当の月額の合計額又は当該併給調整対象職員に支給された給与に係る給与法第十九条、第十九条の四第四項及び第五項並びに第十九条の七第三項に規定するこれらの手当の月額の合計額が、改正後の規則の規定を適用したときに得られるこれらの手当の月額の合計額を超える場合における改正後の規則第十五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考㈡等の規定の適用を受ける職員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―九九―一

人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考㈡等の規定の適用を受ける職員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考㈡等の規定の適用を受ける職員）の一部を次のように改正する。

「又は「Ⅰ種」」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第一号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年一月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一四〇

職員の俸給月額の切替え

平成二十七年勧告改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額を受けていた職員の切替日（以下「切替日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

前日における俸給月額	新俸給月額
切替日	
円	円
968,000	949,000
1,091,000	1,069,000
1,198,000	1,175,000

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―四の一部改正）

2　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第百六項の次に次の一項を加える。

107　規則九―一三八は、廃止する。（平成二十八年一月二十六日施行）